

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高額介護サービス費支払費用貸付事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	村田 英明	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高額介護サービス費支払費用貸付事業費（01-13-01）				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	荒川区高額介護サービス支払費用貸付条例・同	
終期設定	有 無	年度	法令等	条例施行規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護サービスを利用するにあたり、自己負担が高額となりその支払いが困難な者に対して、支払に要する費用を貸し付けることにより、その負担軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険から高額介護サービス費の支給を予定されている要介護・要支援認定者				
内容	<p>1 貸付限度額 高額介護サービス費相当額×90%（利子は付さない）</p> <p>2 事業実施方法 貸付申請時にサービス提供月の領収書または請求書を提示してもらい、それに基づき貸付額を決定する。 申請から貸付まで、およそ2週間で処理する。 貸付金の償還は、高額介護サービス費の受領の権限及び貸付費用の償還に関する権限を区長に委任することにより行うことを原則とする。（高額介護サービス費の支給額と相殺する。）</p>				
経過	平成12年度介護保険法施行時から実施				
必要性	介護保険法の理念である「共同連帯の理念」に基づき、能力に応じた受益者負担を求める一方で、負担能力の低い者に対して一定の配慮を行う制度として必要である。				
実施方法	（1直営 ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	205	92	40	40	40	40	40	
決算額（21年度は見込み）	0	0	0	0	0	15	40	
人件費				854	854	847		
【事務分担量】（%）				10	10	10		
合計（+）	0	0	0	854	854	862	40	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	854	854	862	40	
事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
貸付件数（件）	0	0	0	0	0	1	1	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度(決算)		平成20年度(決算)		平成21年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般需要	事務用消耗品	0	事務用消耗品	0	事務用消耗品	0
役務費	郵送料(通知書)	0	郵送料(通知書)	0	郵送料(通知書)	1	
貸付金	貸付金	0	貸付金	15	貸付金	39	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値(22年度)	
	貸付件数(件) 21年度は見込	0	0	1	1		

(問題点・課題分析)	制度開始以来ケアマネジャー等への周知を図ってきたが、制度の利用が少ない状況にある。
他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
本制度について、ケアマネジャーからの意見聴取等を行い利用者の要望把握に努め、制度利用が進まない原因分析を行う。	本事業による貸付を必要とする方に、確実に利用していただく。
周知用チラシの改良や手続きの簡略化等の改善策を検討する。	本事業による貸付を必要とする方に、確実に利用していただく。

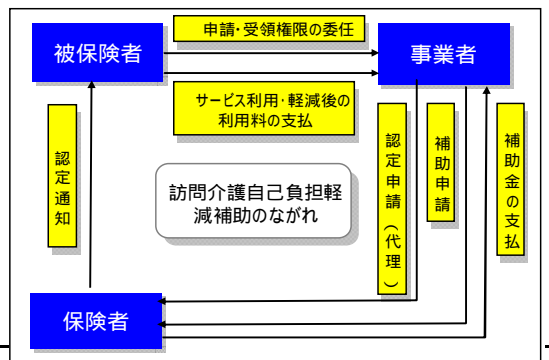
事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	条例事業であり、セイフティネットとして制度を維持する。

議会議決(要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	訪問介護自己負担額軽減事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	加藤 美喜子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	訪問介護自己負担額軽減費(01-02-12)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業運営要綱	
終期設定	有 無	21 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	訪問介護等を利用する低所得者のうち、障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者に対し、利用者負担の一部を助成し、保健医療の向上、福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	低所得者であって、介護保険法施行時に障がい者施策による訪問介護を利用していた要介護者等				
内容	<p>経過措置対象者：生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む。）に属する者で、次のいずれかに該当し、かつ、平成17年度末現在において本事業の対象者である者。</p> <p>（1）要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者</p> <p>（2）法施行前1年間に高齢者及び障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者で、65歳以前の障がいを原因とした手帳の交付を受けており、障がい者ホームヘルプサービスの対象となる者</p> <p>（3）特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者</p> <p>制度移行措置対象者：障害者自立支援法（平成18年4月施行）によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当者として定率負担額が0円となっている者で、平成18年4月1日以降に上記（1）又は（3）に該当する者。</p> <p>【利用者負担割合】なし（全額免除） 国の特別対策として今後も継続予定。</p>				
経過	<p>経過措置対象者</p> <p>【利用者負担割合】</p> <p>平成19年6月まで：3%（区助成率7%、財源は国1/2、都1/4、区1/4）</p> <p>平成20年6月まで：6%（区助成率4%、財源は国1/2、都1/4、区1/4）</p> <p>平成22年3月まで：3%（区助成率7%）</p> <p>国の特別対策としての本制度は平成20年6月末をもって終了したが、それ以降についても、区単独事業として助成を継続している。（生活保護受給者を除く。）</p> <p>平成22年度以降については、障がい者施策のと関連を踏まえて検討する。</p>				
必要性	障害者が自立した尊厳ある生活を営むために、急激な変化を緩和する措置として必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>利用者は、利用する訪問介護サービス事業者に対して、申請・受領の権限を委任する。</p> <p>受任した事業者は、区に認定の申請を行う。</p> <p>区は内容を審査し、利用者に通知する。</p> <p>利用者は、通知書を提示してサービスを利用する。（軽減後利用料(3%)を事業者に支払う。）</p> <p>事業者は、月ごとに取りまとめて区に補助申請をする。（月末締め・翌月末までに申請）</p> <p>区は、内容を審査し、事業者に補助金を支払う。</p>				



予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	20,668	17,704	8,467	6,379	4,075	3,341	4,057	
決算額(21年度は見込み)	18,107	13,243	7,573	6,118	3,374	3,094	4,057	
人件費			2,586	3,416	3,416	1,694		
【事務分担量】(%)			30	40	40	20		
合計(+)	18,107	13,243	10,159	9,534	6,790	4,788	4,057	
国(特定財源)	8,898	6,808	3,723	2,897	1,650	1,547		
都(特定財源)	4,449	3,404	1,862	1,449	825	774		
その他(特定財源)								
一般財源	4,760	3,031	4,574	5,188	4,315	773	4,057	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	高齢者分（千円）	8,699	5,219	391				
	制度移行措置対象者分（千円）	0	0	0	0	0	0	
	経過措置対象者分（千円）	8,237	7,388	6,510	5,689	3,100	758	
	区単独補助分（千円）						2,176	
	審査支払手数料（千円）	429	274	116	90	71	22	

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	事務用消耗品	1		事務用消耗品	3	事務用消耗品
役務費	郵送料（通知書）	27		郵送料（通知書）	36	郵送料（通知書）	35
委託料	審査支払委託料	70		審査支払委託料	22		
負担金	負担金軽減費	3,100		負担金軽減費	2,934	負担金軽減費	4,019
償還金	H18償還金	176		H19償還金	99		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	障がい者分（件） 21年度は見込	1,008	738	684	660		平成20年7月以降については、区単独事業として実施。

（問題点・課題分析）	平成20年7月以降の区単独実施において、毎月、訪問介護サービス事業者が利用者を代理して支給申請する方式を採用しているが、申請額が少額の事業者もあり、事業者にとって手続きが煩雑になっている。障がい者を対象とした同様の補助事業（介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業）があり、制度がわかりづらいものとなっている。年度途中の税額変更等認定の可否に係る個人情報についてシステムでの抽出が困難である。
他区の実況	（実施 4 区 未実施 18 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
支給申請期限等を変更し、一定程度まとめて支給申請することについて、検討する。	支給申請に関する事業者の負担を軽減するとともに支給事務の効率化が図られる。
「介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業」との制度統合を検討する。	効率的な事務執行が図られる。
認定の可否に係る個人情報の容易に取得できるようシステム変更等を含めて検討する。	適切な補助執行が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	低所得の障がい者の日常生活を支援するために必要である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	加藤 美喜子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業費(01-02-13)				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業	
終期設定	有 無	年度	法令等	実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	障害者自立支援法の施行に伴い、区が行っているホームヘルプサービス利用者に対する負担軽減措置を利用していた低所得者が、介護保険法の規定による保険給付の対象者として移行し、ホームヘルプサービスを利用する場合に、保険給付の利用者負担の一部を助成し、保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	低所得者であって、障害者自立支援法施行後に介護給付の対象者に移行した者で、障害者自立支援法による訪問介護を利用していた要介護者等				
内容	<p>利用対象者：次の各号に掲げる要件をいずれも満たすもの</p> <p>1 生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯に属するものを除く。）に属する者で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった者。</p> <p>（1）要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者</p> <p>（2）特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者で、その日前1年の間に、障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者</p> <p>2 7月から12月にあつては前年の、1月から6月にあつてはその前々年の所得により、生計中心者が所得税法の規定による課税がされていない者。</p> <p>利用者負担：3%（本来10%）。</p>				
経過	平成18年4月 障害者自立支援法の施行に伴い、激変緩和措置として実施。（区単独事業） （平成18年9月8日要綱決定）				
必要性	急激な負担増に対応することが困難な障がい者が自立した生活を営むために、激変緩和措置は必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 利用者は、訪問介護サービスを利用し、自己負担分（10%）を事業者を支払う。 事業者は、サービスを提供し、利用者から受領した自己負担分について領収書を発行する。 利用者は、区に対し領収書を添付して補助申請を行う。（3ヶ月毎） 区は、内容を審査し、補助金を支払う。 区は、新規の要介護認定者のうち、自立支援法による訪問介護を利用していた人を抽出し、申請の動奨を行うことで対象者を捕捉している。（毎月）				

予 算・決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額					810	393	449	
決算額（21年度は見込み）					23	70	449	
人件費				1,708	1,708	1,694		
【事務分担量】（%）				20	20	20		
合計（+）	0	0	0	1,708	1,731	1,764	449	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源				1,708	1,731	1,764	449	
実 績 の 推 移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	移行利用者負担軽減費（千円）				0	23	70	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需要費	事務用消耗品	1	事務用消耗品	0	事務用消耗品	1
役務費	郵送料（通知書）	22	郵送料（通知書）	7	郵送料（通知書）	7	
負担金	負担金軽減費		負担金軽減費	63	負担金軽減費	441	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	助成件数（件） 21年度は見込		12	28	48		

（問題点・課題）	<p>本制度は、対象者が障害者福祉と介護保険の分野にまたがっていること等から、利用者に周知されづらい。</p> <p>本制度においては、対象者がサービスを利用した場合、一旦、自己負担額（10%）全額を負担しなければならないが、同様の目的である「訪問介護負担額軽減事業」の利用者と比較すると負担が大きい。</p> <p>年度途中の税額変更等認定の可否に係る個人情報についてシステムでの抽出が困難である。</p>
他区の実況	（実施 4 区 未実施 18 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
関係他課のシステム等と連携し対象者を抽出する。	対象者に申請を勧奨し、速やかに制度利用につなげることができる。
「訪問介護自己負担軽減額軽減事業」との制度統合を検討する。	利用者の負担軽減を図るとともに、効率的な事務執行が図られる。
認定の可否に係る個人情報の容易に取得できるようシステム変更等を含めて検討する。	適切な補助執行が図られる。

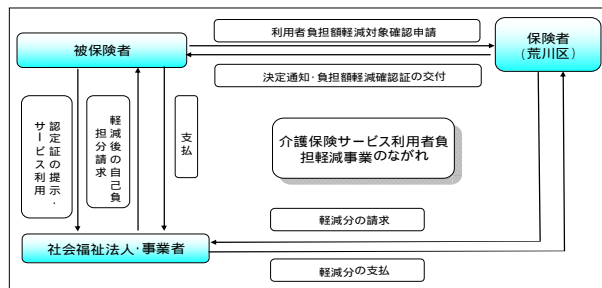
事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	障がい者関連施策上必要な手段である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	介護保険サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	村田 英明	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	介護保険サービス利用者負担軽減費(01-02-14)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠法令等	利用者負担額減額制度実施要綱・補助要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	要介護・要支援認定者のうち、低所得者で特に生計を営むことが困難である者に対し、国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額制度事業」、都制度である「介護保険サービス提供事業者等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額制度事業」により、利用者負担を軽減することを目的とする。				
対象者等	要介護・要支援認定者で区民税非課税世帯に属し、特に生計を営むことが困難で、以下の要件をすべて満たす者 世帯の年間収入が基準収入額（一人世帯150万円、世帯構成員一人増で50万円を加える）以下 世帯の預貯金額が基準預貯金（一人世帯350万円、世帯構成員一人増で100万円を加える）以下 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しえる資産を所有していないこと 負担能力のある親族等に扶養されていないこと 介護保険料を滞納していないこと ただし、上記の要件を備えていても、次に該当する場合は対象から除外する。 生活保護受給者 旧措置入所者に対する利用負担額減額・免除の該当者				
内容	1 軽減対象サービス：(1)訪問介護(2)通所介護(3)短期入所生活介護(4)指定介護老人福祉施設における施設サービス(5)夜間対応型訪問介護(6)認知症対応型通所介護(7)小規模多機能型居宅介護(8)地域密着型介護福祉施設入所者生活介護(9)介護予防訪問介護(10)介護予防通所介護(11)介護予防短期入所生活介護(12)介護予防認知症対応型通所介護(13)介護予防小規模多機能型居宅介護(14)訪問入浴介護(15)訪問看護(16)訪問リハビリテーション(17)通所リハビリテーション(18)短期入所療養介護(19)介護予防訪問入浴介護(20)介護予防訪問看護(21)介護予防訪問リハビリテーション(22)介護予防通所リハビリテーション(23)介護予防短期入所療養介護 ただし、訪問介護利用負担減額認定を受けている人の「訪問介護」は軽減対象外（平成20年4月1日現在） 2 軽減制度による本人負担割合：3/4（軽減分1/4） （報酬改定に伴う激変緩和措置として、H21.4から2年の間、利用者負担割合を28/100とする。（老齢福祉年金受給者は53/100）） 3 軽減分負担割合：（社会福祉法人等の場合）・申請事業者1/2 ・国1/4 ・都1/8 ・区1/8 （その他の事業者の場合）・申請事業者1/2 ・都1/4 ・区1/4				
経過	平成14年1月 軽減措置開始（利用者負担割合1/2、軽減割合1/2） 平成15年7月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 平成17年10月 制度改正により、対象要件、対象サービス、負担割合変更 （利用者負担割合を3/4とする。（老齢福祉年金受給者は1/2）） 平成18年7月 税制改正に伴う激変緩和措置開始（平成20年6月終了） （平成16年度及び平成17年度の税制改正に伴い利用者負担段階が2段階以上上昇した人について、税制改正がない場合に該当する段階から1段階あげた利用者負担段階を適用する。） 平成21年4月 介護報酬改定に伴う激変緩和措置開始（利用者負担割合を28/100とする。（老齢福祉年金受給者は53/100）） 食費・居住費等の軽減割合は据え置き				
必要性	低所得者で生計を営むことが困難である者に対する自己負担分の負担軽減を図り、その生活の安定を図る上で必要性が高い。				
実施方法	（1直営） 利用者は、区に対象確認申請を行う。 区は、内容を確認し、対象者に決定通知・認定証を交付する。 ~ 利用者は、社会福祉法人・事業者に認定証を提示してサービスの提供を受ける。（軽減後利用料を支払う。） 社会福祉法人・事業者は、軽減分について区に請求を行う。 区は、内容を審査して年2回（上半期・下半期）ごとに支払を行う。 区は、都に対して、年1回補助申請を行う。 （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				



予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	3,345	3,409	9,129	10,553	2,156	2,516	2,072	
決算額（21年度は見込み）	1,573	2,622	4,374	2,292	1,867	2,027	2,072	
人件費			1,724	3,416	3,416	1,694		
【事務分担量】（%）			20	40	40	20		
合計（+）	1,573	2,622	6,098	5,708	5,283	3,721	2,072	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
国（特定財源）								
都（特定財源）	1,560	1,977	2,619	1,137	1,016	995	1,083	
その他（特定財源）								
一般財源	13	645	3,479	4,571	4,267	2,726	989	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	社会福祉法人等(千円)	460	1,758	2,986	1,322	976	1,189	1,427
	介護保険サービス提供事業者(千円)	1,108	1,203	1,166	792	724	685	956

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費					窓あき封筒	3
	役務費	郵送料（通知書）	30	郵送料（通知書）	26	郵送料（通知書）	30
	負担金	軽減補助金	1,700	軽減補助金	1,874	軽減補助金	3,039
	償還金	H18償還金	137	H19償還金	127		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	軽減制度申出事業者数 21年度は見込	108	115	112	120	150	区内介護事業所（約250事業者）

（問題点・課題分析）	<p>補助額に比して事務手続きが煩雑であり、事業者の負担となっている。 本事業の必要性について、一部の利用者に理解が進んでおらず、結果として制度利用の申し出を取り下げる事業が出ている。</p>
他区の実施状況	（実施 20 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
事務手続きの煩雑さを解消するため、わかりやすい見本を作成し配布する等の事務改善に努める。	事業者の負担を軽減することができ、申出事業者数の増加につなげることができる。
事業者説明会等において、本事業の必要性及び本事業における事業者の位置づけを説明し意識改革を図る。	公的サービスを担う者としての意識を持たせることで、本制度の申出事業者数の増加につなげることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	介護保険制度を補う国・都の補助事業であり、利用者負担軽減に直接寄与するものである。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	指定介護予防支援補助事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	福島 洋一	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	指定介護予防支援事業費（01-13-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠法令等	荒川区指定介護予防支援事業補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
				計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険の要支援者（要支援1・2）の介護予防ケアプランを作成する際にかかる地域包括支援センターの人件費について、区がその費用の一部を補助することにより、安定的な地域包括支援センターの運営及び介護予防ケアプラン作成体制の充実を図る。				
対象者等	区内地域包括支援センター5ヶ所				
内容	<p>地域包括支援センターの主任介護支援専門員等が特定高齢者把握や特定高齢者のプラン作成に専念できるように、介護予防ケアプランの作成を行う専任の職員を配置し、その人件費の一部を補助する。</p> <p>1 補助対象経費 介護予防ケアプランを作成する地域包括支援センターの専任職員人件費</p> <p>2 補助額 (1)と(2)のいずれか少ない額から、介護予防ケアプラン作成により得た介護報酬を控除した額 (1)前年度に作成した介護予防ケアプラン月平均件数を80で除して得た数小数点未満の端数は、切り上げ)に300万円を乗じて得た額 (2)補助対象経費の実支出額</p>				
	<p style="text-align: center;">前年度に作成した介護予防ケアプラン月平均件数を80で除して得た数に300万円を乗じた額</p> <p style="text-align: center;">補助対象経費(プラン作成にかかる専任職員人件費)</p> <p style="text-align: center;">どちらか小さい額</p> <p style="text-align: center;">(1) プラン作成にかかる介護報酬</p> <p style="text-align: center;">(2) プラン作成にかかる介護報酬</p>				
経過	平成20年度 事業開始				
必要性	介護予防ケアプラン作成にかかる人員体制の安定的な確保を図り、プランの作成を円滑に進めていくために必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額						42,000	24,240	
決算額（21年度は見込み）						9,245	10,000	
人件費						0		
【事務分担量】（%）						0		
合計（ + ）	0	0	0	0	0	9,245	10,000	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	9,245	10,000	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	介護予防ケアプラン作成数（延べ）				5,662	10,467	11,270	13,000

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金			プラン作成にかかる人件費補助	9,245	プラン作成にかかる人件費補助	24,240

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
	介護予防プラン作成数（延べ） 21年度は見込	5,662	10,467	11,270	13,000	14,000	要支援1・2の高齢者に対し作成した介護予防プラン数

（問題点・課題）	<p>地域包括支援センターの地域への浸透と共に、地域支援事業に係る業務量が増加傾向にある。現行の補助制度は、予防ケアプラン作成体制の充実には効果を挙げているが、介護報酬と実際にかかる人件費の差額を補助する仕組みであることから、地域支援事業の業務量増を反映した補助制度となっていない。</p>
他区の実況	（実施 6 区 未実施 16 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地域包括支援センターからの意見聴取、業務の進捗状況等の把握を行い、効果的な補助制度のあり方について検討していく。	地域包括支援センターの機能強化・効果的な運営を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	地域包括支援センターの安定的な人員体制を確保し、円滑に介護予防事業実施をしていくために必要な補助事業である。

況議（要旨問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業所人材育成補助事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	福島 洋一	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	介護サービス人材確保事業費（01-19-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金
終期設定	有 無		年度	法令等	交付要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	区内の介護サービス事業所がその事業所に勤務する者に訪問介護員の資格取得をさせる場合に、事業所が負担した費用に対して補助を行うことにより、事業所の経費負担の軽減を図り、もって事業所が質の高い介護サービスを安定的・継続的に提供できる基盤を整備する。				
対象者等	区内で1年以上事業実績のある事業所を有する指定介護サービス事業者等				
内容	<p>1 訪問介護員1級取得に要する補助 要件：区内で1年以上事業実績のある事業所の訪問介護員等でサービス提供責任者就任予定者が、訪問介護員1級を取得した場合 内容：訪問介護員1級取得受講料の全額を補助（上限額：1人につき18万円）</p> <p>2 訪問介護員2級取得に要する補助 要件：区内で1年以上事業実績のある事業所の介護従業者等が、訪問介護員2級を取得した場合 内容：訪問介護員2級取得受講料の全額を補助（上限額：1人につき10万円）</p>				
経過	平成21年度からの新規事業				
必要性	質の高い介護サービスを実現するために、区内介護サービス事業所の質の高い人材育成を支援することは必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額							6,800	
決算額（21年度は見込み）							6,800	
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（ + ）	0	0	0	0	0	0	6,800	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	6,800	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	訪問介護員1級取得者							10
	訪問介護員2級取得者							50

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金						訪問介護員1級取得補助
						訪問介護員2級取得補助	5,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	訪問介護員1級取得者				10	20	補助金を活用して資格を取得した者の累計数
	訪問介護員2級取得者				50	100	

（問題点・課題）	<p>介護サービスの質の向上のため、訪問介護員1級及び2級の資格取得について補助を行っているが、補助事業の利用が少ない状況にある。</p> <p>制度改正に伴い、介護報酬上の加算の対象となる資格の変更等があり、今後資格取得が進まないことが懸念される。</p>
他区の実況	（実施 9 区 未実施 12 区） 資格取得支援種類 訪問介護員2級 8区、介護福祉士 1区

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
21年度の本補助事業の活用状況と事業所からの要望を把握すると共に、制度改正や都・国の資格取得の補助制度との関係を考慮し、区内事業所のサービスのレベルアップを図るために効果的な資格取得の補助事業等の施策を検討する。	良質な人材を確保することで、質の高い介護サービスが提供される基盤が整備できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	推進	区内における質の高い介護サービスが安定的かつ継続的に供給されるためには、区内事業所が良質な介護労働者の人材を確保することが重要である。

（状況）	H20.3定 介護事業者、介護従事者への支援について H20.4定 介護労働者への財政的支援について 介護現場の実態調査を行い、労働条件を改善することについて
------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業所雇用創出補助事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	福島 洋一	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	介護サービス人材確保事業費（01-19-01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 21年度 20年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	21 年度	根拠	荒川区介護サービス事業所雇用創出事業補助金
終期設定	有	無	21 年度	法令等	交付要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護サービス分野における人材不足の現況を鑑み、区内の介護サービス事業所において新規に従業者を雇用し、雇用確保、人材育成等を図る事業者に対して補助を行うことにより、介護サービス事業所における安定的な人員体制の確保及びサービス提供基盤の整備を図る。				
対象者等	区内で1年以上事業実績のある事業所を有する指定介護サービス事業者等				
内容	<p>1 補助条件 区内に事業所のある指定介護サービス事業者等で、以下の要件をすべて満たす者を平成21年1月1日から9月30日までに雇用し、その者を区内の事業所で6か月以上雇用するものとする。 （1）週16時間以上勤務すること。 （2）過去1年以内に介護関係の業務に携わっていないこと。 （3）介護関係資格の無資格者の場合には、訪問介護員2級を取得させる予定があること。</p> <p>2 補助額 補助の対象となる新規雇用者は、1事業所につき1人までとする。 （1）週30時間以上勤務の場合 100万円 （2）週30時間未満勤務の場合 70万円</p> <p>3 その他 6か月以上雇用しなかった場合は、雇用しなかった月数に応じて事業者から補助金を返還させるものとする。また、同一人物について重複しての補助は行わない。</p>				
経過	平成21年度からの新規事業（平成21年度限りの単年度事業）				
必要性	区内の介護サービス事業所での介護人材が不足している現状において、新たな人材を緊急に確保するために必要な事業である。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額							30,000	
決算額（21年度は見込み）							30,000	
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（ + ）	0	0	0	0	0	0	30,000	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	30,000	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	新規雇用に係る助成人数							30

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金						新規雇用に係る助成

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	継続雇用者数				30		補助金を活用して雇用された者のうち、6か月以上継続して勤務した雇用者数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 7 区 未実施 15 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	休止・完了	平成21年度限りの事務事業

議 案 要 質 問 旨 状	H20.3定 介護事業者、介護従事者への支援について H20.4定 介護労働者への財政的支援について 介護現場の実態調査を行い、労働条件を改善することについて
------------------------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業者専門指導事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	福島 洋一	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	介護サービス事業者専門指導事業（01-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	区内介護サービス事業所に対し、法律・労務・税務・会計等の専門性の高い分野の専門相談及び経営診断を行うことにより、介護サービス事業所の経営強化を促す。				
対象者等	区内介護サービス事業所				
内容	<p>1 相談の種類及び実施方法等</p> <p>法律相談（弁護士） 利用者との契約、苦情対応等に関する指導、月1回(1時間)来所による相談</p> <p>税務相談（税理士） 会計処理、確定申告の方法等に関する指導、月1回(1時間)来所による相談</p> <p>労務管理相談（社会保険労務士） 雇用契約、人事、給与、労務等に関する指導、月1回(1時間)来所による相談・随時の訪問による指導</p> <p>経営指導（中小企業診断士） 経営診断、随時の訪問による指導</p> <p>集団指導 専門家による法令遵守等の指導</p> <p>2 介護サービス事業者の利用料 無料</p>				
経過	平成20年10月より事業開始				
必要性	区内の介護サービス事業者がより質の高い介護サービスを提供するためには、介護保険法に基づく実地指導等に対応しきれない、法律・労務・税務・会計等の専門分野に関する知識習得を積極的に支援する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・平成20年度については、東京都の区市町村指導検査体制整備補助事業を活用（補助率10/10）				

		（単位：千円）						
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算・決算額等の推移	予算額						807	1,420
	決算額（21年度は見込み）						337	1,420
	人件費						0	
	【事務分担量】（%）						0	
	合計（+）	0	0	0	0	0	337	1,420
	国（特定財源）							
	都（特定財源）						337	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	1,420	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	法律相談（件数）						1	12
	税務相談（件数）						5	24
	労務管理相談（件数）						2	24
	労務管理・経営診断（件数）						4	24

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費			相談謝礼	337	相談謝礼	1,420

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	相談件数			8	60	60	法律・税務・労務管理にかかる相談件数
	診断件数			4	24	24	労務管理・経営にかかる診断件数

（問題点・課題）	<p>実地指導の結果から、一部の介護サービス事業所において、不適正な介護報酬の請求や雇用契約内容の処理が見受けられる。</p> <p>本事業による専門相談を受けた介護サービス事業所が、相談結果を効果的に事業所運営に反映させているかどうかの検証が不十分である。</p>
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>実地指導時、地域密着型サービス事業者指定及び更新時、並びに新規指定事業所説明会の実施時に、各サービス事業所の専門的見地からの助言の必要性を的確に把握し、本事業を活用するように指導していく。</p>	<p>各サービス事業所に法令遵守の徹底や経営の健全化・改善等を図ることにより、良質で安定した介護保険サービスの継続的な提供を行うことができる。</p>
<p>区内各サービス事業所が共通して抱える専門的な課題について把握し、集団指導や事業所連絡会等で専門的な指導を行う。</p>	<p>区内各サービス事業所全体の法令遵守の徹底や経営の健全化・改善等に対する取り組みの底上げを図ることができる。</p>
<p>本事業を活用して専門的な助言を受けた事業所のその後について、定期的に指導を行い、その効果を検証する。</p>	<p>より効果的かつ事業所が利用しやすい制度とすることで、より一層の利用促進が図られる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	<p>介護保険制度は、民間の介護サービス事業者と利用者との契約を通じて保険給付を行う制度であるため、適切な介護サービス提供を実現するには、介護サービス提供事業者の適切な事業所運営体制の構築を図ることが必要である。</p>

（状況）	
------	--

事務事業分析シート(平成21年度)

No1

事務事業名	賦課・収納事務費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司			
		担当者名	新井 芳江	内線	2441			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (21年度)	賦課・収納事務費(01-03-01)							
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)	建設事業	それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 平成	12年度	根拠	介護保険法				
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区介護保険条例				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]						
目的	介護保険事業の安定的運営のため、財政基盤を確立・維持する。							
対象者等	区内介護保険第1号被保険者...荒川区内に住所を有する65歳以上の者(外国人を含む) 43,352人(21年4月1日現在) (うち外国人被保険者 895人 住所地特例該当者 281人)							
内容	1 被保険者の資格取得及び喪失に関する事務 2 被保険者証に関する事務 3 介護保険料の賦課及び減免に関する事務 (1) 保険料納入通知書の送付 (2) 低所得者(第3段階)を対象とした介護保険料(第1号被保険者)の減額に関する事務 4 介護保険料の徴収に関する事務 5 介護保険料の滞納整理に関する事務 6 介護保険料の徴収嘱託及び受託に関する事務							
経過	1 平成9年12月 介護保険法公布 2 平成12年4月 介護保険法施行 国の特別対策により次のように保険料が減額となった。 ・平成12年4月～平成12年9月……………全額免除 ・平成12年10月～平成13年9月……………1/2減額 ・平成13年10月……………全額納付開始 3 平成14年4月 荒川区介護保険条例の一部改正(低所得者を対象とした介護保険料の減額制度開始) 4 平成15年4月 荒川区介護保険条例の一部改正(第2期介護保険料設定) 5 平成18年4月 荒川区介護保険条例の改正(第3期介護保険料設定)及びシステム変更 6 平成21年4月 荒川区介護保険条例の改正(第4期介護保険料設定及び暫定賦課の見直し)							
必要性	介護保険法の規定により必須の事業							
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)							
	1 介護保険料賦課 【保険料の算定】当該年度住民税の課税状況等の決定を受け年間分の保険料を算定。7月中旬に納入通知書発送。 【随時賦課】資格の得喪(年齢到達・転入・転出・死亡・所得の修正等)による保険料の変更賦課。毎月月中旬に納入通知書発送 2 被保険者証の交付 65歳到達者は、誕生月の前月に送付。転入者は、転入届の際に交付。 3 介護保険料徴収方法 普通徴収 8,132人 年額保険料を7月～翌年3月までの9回に分けて納付する方法(自主納付、または口座振替) 特別徴収 35,220人 受給する年金からあらかじめ保険料を6回に分けて差し引いて納付する方法 4 納付相談 窓口及び電話による納付相談(随時) 介護認定・変更申請時に滞納者を対象に納付相談を行う。 5 督促・催告 督促状は納期限から2ヵ月後に未納者へ送付(毎月)し、催告書は年2回(4月・12月)送付している。 6 過誤納還付充当 重複納付や保険料の変更に伴い過誤納が生じた場合に行う。							
予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	25,543	19,884	28,128	22,367	19,698	18,627	21,078
	決算額(21年度は見込み)	14,786	14,580	19,388	16,053	12,966	12,529	21,078
				39,280	52,451	57,729	54,592	
	【事務分担量(%)】			510	643	723	673	
	合計(+)	14,786	14,580	58,668	68,504	70,695	67,121	21,078
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	14,786	14,580	58,668	68,504	70,695	67,121	21,078	
実績の推移	事項名	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	被保険者数/年度末	38,554人	39,324人	40,308人	41,370人	42,308人	43,352人	
	増加率	2.2%	2.0%	2.5%	2.6%	2.2%	2.5%	
	収保率	96.4%	96.5%	96.6%	96.5%	96.8%	96.6%	
	納率	19.8%	21.0%	18.5%	16.5%	16.9%	15.0%	
率料	91.6%	92.1%	91.8%	93.2%	93.4%	93.0%		

事務事業分析シート（平成21年度）

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度(決算)		平成20年度(決算)		平成21年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報酬	徴収嘱託員報酬	857	徴収嘱託員報酬	888	徴収嘱託員報酬事務嘱託員報酬	3,744
	共済費		0		0	事務嘱託員社会保険料等	306
	一般需用費	納入通知書印刷等	2,966	納入通知書印刷等	2,665	納入通知書印刷等	5,752
	役務費	公金取扱手数料・郵送料	7,927	公金取扱手数料・郵送料	7,585	公金取扱手数料・郵送料	8,934
	委託料	MT処理・OCR読取委託料	1,216	MT処理・OCR読取委託料等	1,391	MT処理・OCR読取委託料等	2,172
	負担金補助及び交付金		0		0	保険料経由事務負担金	170

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値(22年度)	
	収納率(現年分)	96.54%	96.78%	96.63%	97.78%	97.78%	目標値は第4期第1号保険料算定にかかる保険料予定収納率
	収納率(滞納繰越分)	16.53%	16.86%	14.98%	16.00%	16.00%	、とも18～20年度は実績

(問題点・課題)	<p>個別の滞納状況の把握が十分でない。 滞納者に対する催告等の徴収に向けた取組が体系的に整理されていない。 保険料の賦課と徴収が同一の組織内(係内)にあり、賦課事務と徴収事務のバランスが取れていない。</p>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
21年度から国保介護収納システム等を積極的に活用し、個別の滞納状況の把握に努めているが、さらに充実を図っていく。	滞納状況に応じた決め細やかな対応が可能となり、滞納保険料の早期の滞納解消につながる。
体系的に滞納整理の取組を行うため、21年度中に作成する納付案内センターの活用等も含めた滞納整理に係る実施要領等を活用し、さらに長期滞納者にさせない取組を進めていく。	個別に把握した滞納者に対して体系的な徴収の取組を行うことで、早期の滞納解消につなげる。
徴収事務に関しては、21年度から地区別に担当者を置く等、事務分担を適切に行っているところであるが、引き続き賦課事務と徴収事務のバランスに配慮し、適切な執行体制を作る。	長期に渡る滞納者についても、継続的かつきめ細やかな対応が可能となり、徴収権の消滅までにより多くの保険料を徴収することが可能となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	介護保険制度の基盤を強化し、事業の安定的運営を図る根幹となる事業である。

(要質問状況)	<p>H13.3定 介護保険料の独自減額について、区の実情を踏まえた検討について H19.2定 最低生活費以下の年金から税・保険料を天引きすることの、憲法二十五条の「健康で最低限な生活を営む権利」との整合性について H20.3定 介護保険料の低所得者への免除制度の実施について 介護保険料の低所得者への軽減について 第4期介護保険料の値上げ抑制のために国庫負担を増やすことについて H20.4定 第4期介護保険料設定における低所得者対策について H21.2定 23区で一番高くなった第4期介護保険料基準額を減額するために、一般財源を投入することについて</p>
---------	--

事務事業分析シート(平成21年度)

別紙

年額保険料

<21年度～23年度>

- ・第1段階 24,900円 本人及び世帯全員が区民税非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者
- ・第2段階 24,900円 本人及び世帯全員が区民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額 年額八十万円を満たす者
- ・第3段階 41,508円 本人及び世帯全員が区民税非課税で第2段階以外の者
- ・特例第4段階 49,812円 本人が区民税非課税。同一世帯に区民税課税者があり合計所得金額+課税年金収入額 年額八十万円を満たす者
- ・第4段階 55,356円 本人が区民税非課税。同一世帯に区民税課税者がいて特例第4段階以外の者
- ・第5段階 63,648円 本人が区民税課税で合計所得金額が125万円未満
- ・第6段階 69,192円 本人が区民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満
- ・第7段階 77,496円 本人が区民税課税で合計所得金額が200万円以上350万円未満
- ・第8段階 83,028円 本人が区民税課税で合計所得金額が350万円以上500万円未満
- ・第9段階 96,864円 本人が区民税課税で合計所得金額が500万円以上750万円未満
- ・第10段階 102,408円 本人が区民税課税で合計所得金額が750万円以上1,000万円未満
- ・第11段階 110,712円 本人が区民税課税で合計所得金額が1,000万円以上

<18年度～20年度> []内は15年度～17年度、()内は12年度～14年度

- ・第1段階 26,570円 世帯区民税非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者 [19,466円] (17,777円)
- ・第2段階 26,570円 本人及び世帯全員が区民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額 年額八十万円を満たす者
- ・第3段階 39,855円 本人及び世帯全員が区民税非課税で第2段階以外の者 [29,199円] (26,666円)
- ・第4段階 53,140円 本人が区民税非課税。同一世帯に区民税課税者がいる場合 [38,932円] (35,555円)
- ・第5段階 66,425円 本人が区民税課税で合計所得金額が200万円未満 [48,665円] (44,443円)
- ・第6段階 79,710円 本人が区民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満 [58,398円] (53,332円)
- ・第7段階 92,995円 本人が区民税課税で合計所得金額が500万円以上1,000万円未満
- ・第8段階 106,280円 本人が区民税課税で合計所得金額が1,000万円以上

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	事業者支援・指導事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	福島 洋一	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	事業者支援係事務費（01-07-01）介護給付費等費用適正化事業費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	介護保険法・荒川区介護保険サービス事業等指導及び監査実施要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護サービス事業所が、介護保険法に定める運営基準等を遵守し、要介護者等の尊厳の保持と自立した日常生活の実現に必要なサービス基盤を構築することを目的に必要な情報の提供、知識の付与、技術的助言・指導を行う。				
対象者等	介護サービス事業所、被保険者、利用者及びその家族				
内容	<p>以下の事業者支援及び指導に関する取組により、利用者への質の高いサービスを提供する事業者を育成し、もって介護サービス基盤の安定化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実地指導・・・介護事業所において運営基準の遵守、ケアマネジメントの実施状況、報酬請求の適否等に関する指導（平成21年度からの2か年で区内全事業所に対して実施） 2 集団指導・・・会場を設定し、集団により趣旨普及、法改正の内容、実地指導結果に基づく技術的助言等を目的とした指導（サービス種別等により事業所を分類し、必要に応じて適宜実施） 3 ケアプラン点検・・・適正なプランになっているか個別のケアプランにより点検。 当面は、実地指導時に併せて実施。 4 事業者連絡会・・・全体会、居宅介護支援、訪問介護、通所介護、地域密着型サービス、住宅改修・福祉用具、介護予防事業者を対象とした連絡会の開催 5 新規登録事業者研修・・・区内に新たに介護サービス事業所を開設した者を対象とした基礎研修の実施 6 事業所訪問相談・・・サービス事業所からの依頼に基づく訪問相談の実施 7 利用者宅訪問調査・・・住宅改修・福祉用具購入等利用者宅へ訪問し、状況等の確認をする。 8 介護事業者情報提供システムによる情報提供(20年10月運用開始) 				
経過	平成18年度	実地指導等の本格実施			
	平成19年度	介護保険課による事業者連絡会の開催			
	平成20年度	組織改正により、介護保険課に事業者支援係を新設 介護事業者情報提供システムによる情報提供(20年10月運用開始)			
必要性	制度改正等を踏まえ法令遵守を徹底させ、事業者が提供するサービスの質を確保する必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額				10,483	8,197	8,178	13,768	
決算額（21年度は見込み）				7,315	7,624	7,818	13,768	
人件費				14,091	5,551	5,929		
【事務分担量】（%）				165	65	70		
合計（+）	0	0	0	21,406	13,175	13,747	13,768	
国（特定財源）				19	27	53	53	
都（特定財源）				9	13	2,526	26	
その他（特定財源）				21,378	13,135	5,239	13,689	
一般財源	0	0	0	0	0	5,929	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	全事業者連絡会						4回	
	講習・研修開催回数						2回	
	事業者数				268	252	259	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
報酬	非常勤職員報酬（3名）	6,659	非常勤職員報酬（3名）	6,820	非常勤職員報酬（4名）	9,384	
共済費	公務災害補償経費	895	公務災害補償経費	953	公務災害補償経費	1,353	
特別旅費	非常勤職員旅費	4	非常勤職員旅費	5	非常勤職員旅費	10	
報償費	研修講師謝礼	66	研修講師謝礼	62	研修講師謝礼	130	
役務費			給付費通知等郵送料	663	給付費通知等郵送料	1,133	
委託料			検索システム運用委託	1,313	検索システム運用委託	1,575	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
	連絡会開催回数			13	21	21	
	実地指導件数	93	70	107	130	130	2カ年で全事業所の実地指導を行う。
	利用者訪問調査			9	72	72	

（問題点・課題）	区内介護サービス事業所に対しては、実地指導及び集団指導を定期的実施しているが、一部事業所においては、サービス内容に関する利用者からの苦情が区に寄せられ、また、不適正な給付やそれに伴う介護報酬の返還も発生している。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） ・介護事業者情報提供システム（U-WINS）導入区：12区

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
2カ年で全事業所の実地指導を実施するとともに、必要に応じて東京都等関係機関と連携を密にして、実地指導を実施していく。	不適正なサービス提供の改善を指導することにより、介護給付対象サービスの質の確保と公平なサービス提供体制の構築が図られる。
集団指導、事業者連絡会等において、制度改正の実施状況や事業者のニーズを踏まえた、適切な情報提供等を実施する。	事業者との信頼関係を構築し、適正な介護サービス提供を目指した連携が強化される。
介護事業者情報提供システムの運用にあたっては、情報が定期的に更新されるよう区から積極的に働きかける。	システムを効果的に運用し、サービス利用者の利便性の向上に繋げていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	介護保険サービスの適正化及び基盤整備を図る上で非常に重要な事業である。

（議会質問状況）	平成17年 3定 適正化の事業内容、実績について 平成19年 2定 介護サービス事業者との連携強化について、コムスン問題に対する対応策について
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	介護保険システム運用管理費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	矢代 由紀子	内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	介護保険システム運用管理費（01-06-01） 一般会計繰出金（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険システムの管理運営・保守等を行うことにより、受給者台帳管理、要支援・要介護者認定事務等を円滑に行う。				
対象者等	民間事業者（システム開発業者）				
内容	<p>介護保険システム管理運営費 介護保険システムの導入・運用・保守等に係る経費。22年度までの債務負担による5年間（18年度から22年度）の分割支払。 総額 115,327,920円（18年度：26,808,192円、19～22年度：22,129,932円/年）</p> <p>介護保険システム改修費 法改正等により必要になるシステム変更経費</p> <p>介護保険システムに係る庁内電子計算機運用管理費負担分 庁内の電子計算機運用管理費等を負担する情報システム課に、ホストコンピュータの介護保険システムに係る相当分を、運用等経費の負担分として、介護会計から一般会計に繰出し処理を行う。</p>				
経過	<p>平成12年 介護保険システム導入 平成18年 介護保険システムリプレイス 平成18年より管理運営費・改修費に係る経費については、業務主管課で予算計上。</p>				
必要性	介護保険運営にかかわる膨大な情報を管理運営していくには、システム化が必要である。				
実施方法	<p>（ 3委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>管理運営・保守等を委託（委託費用は内容のとおり）。</p>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予算額	21,116	19,272	19,289	58,479	45,199	64,183	59,816
	決算額（21年度は見込）	21,116	19,272	19,289	52,320	40,495	58,575	59,816
	人件費			862	854	854	847	
	【事務分担量】（%）			10	10	10	10	
	合計（+）	21,116	19,272	20,151	53,174	41,349	59,422	59,816
	国（特定財源）				4,977	1,583		
都（特定財源）								
その他（特定財源）	21,116	19,272	20,151	48,197	39,766	59,422	59,816	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	介護保険システム負担分	21,116	19,272	19,289	15,579	13,325	12,053	
	介護保険システム管理運営費				36,741	27,170	46,522	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	システム管理運営委託	26,390	システム管理運営委託	45,742	システム管理運営委託	41,350
賃借料	システム賃借料	780	システム賃借料	780	システム賃借料	780	
繰出金	システム負担分	13,325	システム負担分	12,053	システム負担分	17,686	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	システム障害回数	2	0	0	0	0	半日以上システムダウン生じた回数

（問題点・課題）	他システム（税情報、住民記録情報等）との連携があることから、個人情報管理に十分留意する必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
システムに不具合が生じた時の迅速な連絡体制をとれるようにしておく。	事務処理の停滞を避ける。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	事業実施上必要不可欠な手段である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	介護保険制度の趣旨の普及	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	佐々木 寿江	内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	趣旨普及費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠 法令等		
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険制度の仕組み、サービス内容、諸手続き等を、広く被保険者、区民及び事業者等に周知することにより、介護保険制度の適正な利用を促すことを目的とする。				
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～65歳の医療保険加入者）、事業者等				
内容	1 介護保険小冊子の作成：介護保険周知用パンフレットの作成 2 区報特集号の作成：介護制度改正、介護の日 3 荒川区ホームページの更新 4 事業者説明会・区民説明会等の開催 5 介護給付Q&Aの作成・改訂				
経過	平成13年度 区民説明会（26回・549人）、区報特集号掲載（9/24、2/11） 平成14年度 区民説明会（24回・819人）、区報特集号掲載（11/15、3/31）、介護保険周知用パンフレット改訂版作成 平成15年度 区民説明会（14回・585人）、介護保険活用読本作成 平成16年度 区民説明会（6回・251人）、訪問介護サービス適正利用周知用パンフレット作成 平成17年度 区民説明会（36回・1745人）、区報特別記事（10/21）、区報特集号掲載（12/22、3/31） 介護保険周知用パンフレット改訂版（平成17年10月改正対応） 平成18年度 区民説明会（4回・119人）、事業者説明会（17回・881人）、介護保険周知用パンフレット作成 平成19年度 区民説明会（5回・169人）、事業者説明会（21回・856人） 訪問介護サービス・福祉用具・住宅改修パンフレットの作成 平成20年度 区民説明会（4回・515人）、事業者説明会（21回・856人） 介護事業者情報システムによる情報提供、介護保険周知用、パンフレットの作成 区報作成12/21号：高齢者プラン中間のまとめ特集号 3/21号：第4期荒川区高齢者プラン特集号 平成21年度 区民説明会開催、介護保険周知用パンフレットの作成、区報掲載及び区報作成予定 11/11号：介護の日特集号				
必要性	被保険者、区民の介護保険制度に関する理解・認識を深め、適正な制度利用を促すために必要である。				
実施方法	（ ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	3,685	2,028	4,205	2,940	1,470	5,651	2,294	
決算額（21年度は見込み）	2,637	244	3,442	693	941	3,400	2,294	
人件費			98	2,562	854	1,694		
【事務分担量】（%）			30	30	10	20		
合計（+）	2,637	244	6,028	3,255	1,795	5,094	2,294	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	2,637	244	6,928	3,255	1,795	3,400	2,294	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	周知用小冊子		941	周知用小冊子	640	周知用小冊子
				区報特集号	881	保険証同封用ハンフ	420
						区報特集号	527
役務費				郵送料	1	郵送料	26
委託料				区報折込委託	532	区報折込委託	276
				区報封入・配付委託	0	区報封入・配付委託	24
				声の区報作成委託	33	声の区報作成委託	21
				介護事業者情報提供	1,313		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	区民説明会・事業者説明会等参加者数 21年度は見込	1,000	1,025	1,522	1,200	-	17年度制度改正 20年度制度改正
	制度趣旨の認知度（％）			50.0		50.0%	高齢者生活状況調査中「サービス利用は契約に基づく」 ことを知っている人の割合（3年毎調査）

（問題点・課題）	<p>第4期介護保険事業計画の内容や、介護保険制度そのものの趣旨や介護保険制度の改正内容等が、利用者、事業者に対して十分に周知しきれていない。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>・区民説明会やパンフレット等による趣旨普及等の実施：22区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
パンフレット、広報誌、ホームページ等の構成を工夫し、迅速かつわかりやすい情報提供に努める。	制度を正しく理解してもらうことにより、適切なサービス利用に繋げていく。
次世代を担う青少年の世代に介護保険制度の趣旨を広く周知する。	あらかわ区報ジュニアに介護保険制度の記事を掲載し、学校からの依頼があれば、出張介護保険教室等を実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	区において制度を適正に実施するため、必要不可欠である。

（状況）	<p>平成21年度一定 介護保険制度を支えるためには、現在サービスを利用していない若い世代にも制度の趣旨を理解してもらうことが必要</p>
------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	介護保険運営協議会の運営	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	岩田 小夜子	内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	運営協議会費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	荒川区介護保険運営委員会設置要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険事業計画に関する事項および介護保険事業の運営に関する重要な事項について、被保険者その他の関係者の意見を取り入れる。				
対象者等	委員構成：20名以内（学識経験者（2名）、地域医療関係者（4名）、福祉関係者（5名）、被保険者代表（5名）、費用負担関係者（1名）、区議会議員（2名）、区職員（1名））				
内容	<p>介護保険事業の運営に関し、介護保険事業計画の進行管理や改定等について、区長に意見や助言等を述べる「荒川区介護保険運営協議会」を設置し、運営する。</p> <p>年2～5回開催する。期日については、適切な日程を設定し、実りある論議のため十分な情報提供や論点の整理を行う。</p> <p>第4期介護保険事業計画期間（平成21年度～平成23年度）の主な審議内容</p> <p>(1)第4期高齢者プランの進捗状況について</p> <p>(2)地域密着型サービス事業者の指定について</p> <p>(3)日常生活圏域、地域包括支援センター、地域支援事業について</p> <p>(4)介護保険制度の改正点について</p> <p>(5)介護保険事業の充実、改善方法について</p>				
経過	<p>平成12年度 2回開催（H12.11/14、H13.3/19）</p> <p>平成13年度 2回開催（H13.9/11、H14.3/18）</p> <p>平成14年度 5回開催（H14.5/23、7/25、10/25、H15.2/7、3/24）</p> <p>平成15年度 2回開催（H15.9/10、H16.3/29）</p> <p>平成16年度 2回開催（H16.10/19、H17.3/24）</p> <p>平成17年度 4回開催（H17.8/31、12/5、H18.1/18、3/15）</p> <p>平成18年度 3回開催（H18.6/13、11/14、H19.3/16）、要綱改正（分掌、委員構成拡充等）</p> <p>平成19年度 3回開催（H19.7/5、11/20、H20.3/24）</p> <p>平成20年度 5回開催（H20.6/10、10/23、11/27、H21.2/18、3/24）</p> <p>平成21年度 4回開催予定</p>				
必要性	国の指針により、介護保険事業計画の策定や地域包括支援センター、地域密着型サービスの運営等については、学識経験者、保健医療関係者、被保険者代表者、費用負担関係者等の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事とされており、本協議会の設置は不可欠である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 介護保険事業計画の計画期間ごとに組織し、委員の任期は、計画期間の末日までとする。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）						
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額	318	453	778	468	679	848	679
決算額（21年度は見込み）	598	254	500	449	431	749	679
人件費			3,448	1,708	1,708	1,694	
【事務分担量】（%）			40	20	20	20	
合計（+）	254	267	3,948	2,157	2,139	2,443	679
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）	254	267	3,948	2,157	2,139	749	679
一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移							
事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
運営協議会開催回数（回）	2	2	4	3	3	5	4
（21年度については予定）							

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	運営協議会委員謝礼	425	運営協議会委員謝礼	741	運営協議会委員謝礼	637
食糧費	運営協議会賄	6	運営協議会賄	8	運営協議会賄	9	
使用料	協議会会場使用料	0	協議会会場使用料	0	協議会会場使用料	33	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	開催回数	3	3	5	4	4	

（問題点・課題）	平成18年度の法改正に伴い、地域密着型サービス運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会を兼ねることとなったが、運営協議会の役割が過重となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地域密着型サービス運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の機能を十分に生かすことができるような仕組み作りを検討する。	地域密着型運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の機能をより一層高めていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	国の指針に基き設置するものであり、制度の適正な運用を行う上で必要である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	在宅介護・施設介護サービス費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	笠原 尚子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	居宅介護サービス等給付費（01-01-01）、介護支援サービス等給付費（01-01-01）、施設介護サービス等給付費（01-01-01）、審査支払手数料（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	介護保険法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	要介護者等が介護保険サービスを受けた場合それらに係る介護サービス等給付費を支給することにより、要介護者がある程度の自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。				
対象者等	要介護・要支援認定者（施設介護サービスは要介護者のみ） 居宅介護サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設 東京都国民健康保険団体連合会				
内容	<p>1 給付の種類 介護保険法第40条、第52条のとおり [主な種類]訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、短期入所生活介護、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設など</p> <p>2 給付の流れ 要介護等認定者が事業者（施設）と契約を締結する ケアプランに基づき事業者等がサービスを提供 利用者は介護サービス費の1割分を事業者等に支払う（ケアプランの作成は自己負担なし） 事業者等は残りの9割分（ケアプラン作成は10割）を東京都国民健康保険団体連合会に請求 東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に支払う額を審査し、区に請求 区は東京都国民健康保険団体連合会に請求額を支払う 東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に請求額を支払う</p>				
経過	<p>平成15年 4月 報酬改定（ 2.3%：在宅分0.1%、施設分 4.0%）</p> <p>平成17年10月 施設サービス利用の食費・居住費自己負担化、報酬改定（ 2.4%：施設分 4%）</p> <p>平成18年 4月 要介護状態区分の変更（6区分 7区分）、報酬改定（ 0.5%：在宅分 1%、施設分±0%）</p> <p>平成21年 4月 報酬改定（+3.0%：在宅分1.7%、施設分1.3%）</p>				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業である				
実施方法	<p>（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>支払業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託して実施。 (審査件数 1 件あたり@95円)</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	8,410,006	9,268,115	9,519,520	9,646,109	10,311,806	10,266,354	10,889,234	
決算額（21年度は見込み）	8,386,175	9,117,930	9,629,173	9,383,592	9,765,744	10,135,442	10,889,234	
人件費			2,586	2,562	2,562	2,541		
【事務分担量】（%）			30	30	30	30		
合計（ + ）	8,386,175	9,117,930	9,631,759	9,386,154	9,768,306	10,137,983	10,889,234	
国（特定財源）	2,127,106	2,272,848	2,357,941	2,178,636	2,441,362	2,364,507	2,542,407	
都（特定財源）	1,044,303	1,148,517	1,183,547	1,356,167	1,390,492	1,436,286	1,541,058	
その他（特定財源）	5,214,766	5,696,565	6,090,271	5,851,351	5,936,452	6,337,190	6,805,769	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	65歳以上人口（第1号被保険者数）	38,554	39,324	40,308	41,370	42,308	43,352	43,506
	要支援・要介護認定者数	5,932	6,506	6,889	6,991	7,135	7,360	7,438
	介護保険料（基準月額：円）	3,244	3,244	3,244	4,428	4,428	4,428	4,613
	審査支払件数（件）	150,834	164,974	176,850	180,787	183,374	193,335	*5月末現在

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助	居宅介護サービス	5,820,737	居宅介護サービス	6,172,286	居宅介護サービス	6,679,911
負担金補助	介護サービス計画	532,121	介護サービス計画	557,702	介護サービス計画	592,463	
負担金補助	施設介護サービス	3,395,465	施設介護サービス	3,387,088	施設介護サービス	3,598,057	
委託料	審査支払手数料	17,421	審査支払手数料	18,366	審査支払手数料	18,803	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	認定者1人当たりの給付額（千円）	1,342	1,369	1,377	1,464	1,300	決算額/当該年度末認定者数（年度末） （21年度について予算額/5月末実績）
	要介護度2以上の認定者数に対する施設利用者等の割合（％）	27.4	28.4	29		37	3.7％以下とする（17年度国指針） 各年度3月末実績
	施設サービスの重度介護者の利用率（％）	66.5	66.2	63.6		75.0	重度要介護者（要介護度4・5）

（問題点・課題）	在宅介護・施設介護サービスにかかる保険給付のトレンド（サービス別・要介護度別等の傾向）を的確に把握することが困難である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
保険給付の伸び等を適切に管理する。	介護保険事業の安定的かつ適切な運営を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	制度の根幹であり、事業規模を測る目安である。

議会質問状況（要旨）	H16.1定 介護給付費の伸び等の見直し及び地域特性に応じた抑制策と独自のサービスについて H16.4定 介護給付費の伸び等の予測とその対応策について H17.2定 介護度の低い人にも必要なヘルパー派遣等の打ち切りを行わないこと H18.3定 軽度者への福祉用具貸与の見直しについて、施設入所者への負担軽減策について H20.4定 同居家族がいる場合の訪問介護サービスについて
------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	福祉用具購入費		部課名	福祉部介護保険課		課長名	木村 総司	
			担当者名	森島 伸美		内線	2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	福祉用具購入費(01-01-01)							
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）			建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成		12 年度		根拠法令等			介護保険法第44・52・56条
終期設定	有 無		年度					
実施基準	法令基準内 都基準内		区独自基準		計画区分		計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]						
目的	居宅の要介護等認定者が、入浴又は排泄の用に供する福祉用具その他厚生労働大臣が定める「特定福祉用具」を購入した場合、それらに係る福祉用具購入費を支出し、利用者の負担軽減を図ることを目的とする。							
対象者等	要介護等認定者 福祉用具給付券取扱事業者							
内容	<p>1 対象となる福祉用具：腰掛便座、特殊尿器（21年度～便が自動的に吸引されるものを含む）、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具（都道府県指定特定福祉用具販売業者で購入したもの）</p> <p>2 限度額：年度10万円を限度額とし、利用者はその1割を支払う。</p> <p>3 給付の流れ</p> <p>（1）給付券方式：利用者は福祉用具購入前に区に給付券を申請 区は利用者に給付券を発行 利用者は福祉用具給付券取扱登録事業者に給付券を提示し利用者負担額を支払い、福祉用具を購入 福祉用具給付券取扱登録事業者は区に保険給付額を請求 区は福祉用具給付券取扱登録事業者に請求額を支払う</p> <p>（2）償還払い方式：利用者は福祉用具購入後に区に申請 区は申請に基づき利用者に保険給付額を支払う</p>							
経過	平成18年4月 福祉用具販売事業者指定制度導入（福祉用具販売を行うにあたり都道府県の指定が必要となる） 平成18年4月 移動用リフトの吊り具を購入できる対象者が要介護2以上となる（移動用リフト本体の貸与の対象者が要介護2以上であることが要件になったことに伴う）							
必要性	介護保険法により必須の事業							
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【給付券方式】 給付券発行兼支給申請書受理 給付券及び完了届けを利用者に送付（申請日から1週間～10日以内） 利用者が福祉用具購入後、事業者の請求書と利用者の完了届を受理。月毎にまとめて事業者に対して支払を行う。</p> <p>【償還払い方式】 福祉用具購入費支給申請書申請書受理 月毎にまとめて、利用者に対して支払を行う。</p>							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予算額	24,265	23,968	23,500	26,503	27,250	23,563	25,296
	決算額（21年度は見込み）	24,265	22,379	23,295	23,184	25,527	22,994	25,296
	人件費			7,757	5,124	5,978	5,082	
	【事務分担量】（%）			90	60	70	60	
	合計（+）	24,265	22,379	31,052	28,308	31,505	28,076	25,296
	国（特定財源）	5,729	5,579	5,801	5,854	6,329	5,749	5,230
	都（特定財源）	2,819	2,824	2,912	2,898	3,191	2,875	3,162
その他（特定財源）	15,717	13,976	22,339	19,556	21,985	19,452	16,904	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	腰掛便座		287	301	304	313	296	
	特殊尿器		3	7	4	2	4	
	入浴補助用具		569	667	607	788	658	
	簡易浴槽		0	0	0	0	0	
	移動用リフトの吊り具		1	2	2	2	5	
	要支援1	45	47	46	27	53	49	
	要支援2				47	123	98	
	経過的要介護				19	0	0	
	要介護1	239	198	255	160	119	135	
	要介護2	186	160	177	142	159	166	
要介護3	165	142	175	189	227	200		
要介護4	128	132	118	141	131	133		
要介護5	45	49	45	37	58	49		

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	福祉用具購入費	25,527	福祉用具購入費	22,994	福祉用具購入費	25,296

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	給付券方式の申請書受理件数比率（％）（21年度は5月末現在）	45.2	51.0	49.7	62.6	60.0	給付券方式の申請書受理件数 / 年間福祉用具支給申請受理件数
	給付券取扱事業者比率（％）（21年度については見込）	92	100	100	100	100.0	給付券取扱事業者数 / 荒川区内都指定福祉用具販売事業者数

（問題点・課題）	他の介護保険事業のサービス事業所と比較して、介護保険制度そのものに対する理解が低いため、一部の事業所において不適正な申請等が行われている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
事業所に対して介護保険制度等にかかる説明会等を実施する。	事業所の介護保険制度への理解を深め、適切な保険給付を行うことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく必須業務であり、利用者サービスに直接関わるものである。

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	住宅改修費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	加藤 美喜子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	住宅改修費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	介護保険法第45条、第57条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	居宅の要介護者が、厚生労働大臣の指定する住宅改修を行う際に保険給付をすることにより、要介護者の日常生活の負担軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	要介護・要支援認定者				
内容	<p>1 対象となる住宅改修：サービス利用者本人が現に生活している住宅（自宅）の手すりの取付け、床段差の解消、すべりの防止、引き戸等への取替え、洋式便座等への取替え及びこれらに付帯して必要な工事（H21～ドアノブの交換、戸車の取替えについて、国通知により正式に改修対象となった。）</p> <p>2 限度額：1住宅あたり20万円を限度額とし、利用者はその1割を支払う</p> <p>3 給付の流れ</p> <p>（1）給付券方式 利用者は住宅改修工事を行う前に区に申請 区は利用者に給付券を発行 利用者は住宅改修給付券取扱登録事業者に給付券を渡して、工事完了後に利用者負担額（1割分）を支払う 住宅改修給付券取扱登録事業者は工事完了後に区に保険給付額を請求 区は住宅改修給付券取扱登録事業者に請求額を支払う</p> <p>（2）償還払い方式 利用者は事前に住宅改修工事を申請 利用者は住宅改修工事完了を区に届出 区は申請に基づき利用者に負担額を支払う 償還払い方式については、下記の場合のみ利用できる。 ・サービス利用者本人が自宅で生活していない（入院中など）が、帰宅予定が明確であり、また、帰宅までに工事を行わなければならない合理的な理由がある場合。 ・給付券登録事業者以外の施工事業者を利用する場合。</p>				
経過	平成13年4月 給付券方式による受領委任払いの取扱いを開始 平成18年4月 償還払い方式事前申請制度開始 平成21年4月 給付券取扱事業者登録を区外事業者も認め、3年毎の更新制とする。				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 支払方法（給付券方式）・・・区独自事業 事業者からの工事完了届出及び請求後、翌月末に事業者を支払う （償還払い方式）利用者からの工事完了届出後、翌月末までに区が利用者を支払う				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	71,960	73,070	79,692	80,894	95,122	64,582	71,431	
決算額（21年度は見込み）	69,202	72,483	78,569	64,029	67,380	58,497	71,431	
人件費			7,326	5,978	7,686	7,623		
【事務分担量】（%）			85	70	90	90		
合計（+）	69,202	72,483	85,895	70,007	75,066	66,120	71,431	
国（特定財源）	20,087	18,068	19,644	16,167	16,677	14,624	18,086	
都（特定財源）	9,883	9,146	10,056	8,004	8,432	7,312	9,179	
その他（特定財源）	39,232	45,269	56,195	45,836	49,957	44,184	44,166	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	手すりの取付け	495	557	650	564	625	584	
	床段差解消	145	153	178	124	160	116	
	滑り止めの防止	47	51	35	50	34	25	
	引き戸等への取替え	63	74	66	53	68	63	
	洋式便座等への取替え	89	97	96	77	70	68	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	住宅改修費	67,380	住宅改修費	58,497	住宅改修費	71,431

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	給付券方式の申請書受理件数 比率（％） 21年度は見込	55.5%	68.3%	70.0%	76.0%	80.0%	給付券方式の申請書受理件数 / 年間受理 件数（全）

（問題点・課題分析）	<p>平成18年度の法改正により、償還払いによる給付の場合も含めて「事前申請」が義務付けられたが、一部の事業者には理解されていない状況がある。 他の介護保険事業のサービス事業所と比較して、介護保険制度そのものに対する理解が低い。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	事業所に対して介護保険制度等にかかる説明会等を実施する。	事業所の介護保険制度への理解を深め、適切な保険給付を行うことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく必須業務であり、利用者サービスに直接関わるものである。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	笠原 尚子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	特定入所者介護サービス等費(01-01-01)				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 17 年度	根拠法令等	介護保険法		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	区民税世帯非課税等の低所得者について、介護保険施設サービス、短期入所サービスの利用に係る負担を軽減する。				
対象者等	要介護・要支援認定者で、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者 居宅介護サービス事業者、介護保険施設 東京都国民健康保険団体連合会				
内容	<p>要介護・要支援認定者のうち、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者であって、施設サービス等で食費・居住費等に係るサービスを受けた場合、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分を特定入所者介護サービス費として支給する。</p> <p>(1) サービスの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設の食費・居住費 ・短期入所生活（療養）介護に係る食費・滞在費 <p>(2) 給付の流れ</p> <p>要介護・要支援認定者は区に負担限度額認定の申請をする 利用者負担第1～3段階の被保険者に対して認定証を交付 保険者は国保連に負担限度額を受給者情報を提供 被保険者はサービスを受ける事業所に認定証を提示 事業者は認定証を確認し、負担限度額の範囲内で支払を受ける 事業者は国保連に特定入所者介護サービス費を請求 国保連は請求内容を受給者情報と突合し、審査・支払を行う</p>				
	<pre> graph TD subgraph "被保険者" B1[申請] B2[認定証交付] end subgraph "施設" F1[認定証提示サービス利用] F2[請求] end subgraph "保険者" I1[受給者情報] end subgraph "国保連" G1[審査・支払] end B1 --> B2 B2 --> F1 F2 --> G1 I1 --> G1 </pre>				
経過	平成17年10月 介護保険制度一部改正で、施設サービス（ショートステイを含む）利用の際の食費・居住費等が原則自己負担となったことにより事業新設				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 審査支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託 （審査件数 1 件あたり@95円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額				123,668	288,311	328,225	290,309	295,075
決算額（21年度は見込み）				119,339	285,977	284,655	289,897	295,075
人件費				2,586	854	854	847	
【事務分担量】（%）				30	10	10	10	
合計（ + ）		0	0	121,925	286,831	285,509	290,744	295,075
国（特定財源）				29,719	58,624	57,151	57,979	57,923
都（特定財源）				14,917	49,329	48,994	36,237	51,638
その他（特定財源）				77,289	178,878	179,364	196,528	185,514
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	利用件数（件）			4,402	10,543	10,576	10,870	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助	特定入所者介護サービス費	284,655	特定入所者介護サービス費	289,897	特定入所者介護サービス費	295,075

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	負担限度額認定証交付件数	1,189	1,118	1,140		-	

（問題点・課題分析）	年度途中の税額変更等認定の可否に係る個人情報についてシステムでの抽出が困難である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
認定の可否に係る個人情報の容易に取得できるようにシステム変更等を含めて検討する。	適切な保険給付が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基く必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高額介護サービス費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	村田 英明	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高額介護サービス費等（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	介護保険法第51条・176条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	要介護・要支援認定者が利用した介護サービス及び施設サービス等の費用が一定の上限額を超えた場合に、超過分を支給することによって自己負担の軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	高額介護サービス等費に該当する要介護・要支援認定者				
内容	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 65%;"> <p>1 自己負担上限額 生活保護の被保護者・区民税世帯非課税者の高齢福祉年金受給者...15,000円/月 区民税世帯非課税者（所得金額等が80万円以下）...15,000円/月 区民税世帯非課税者（所得金額等が80万円を超える）...24,600円/月 一般...37,200円/月</p> <p>2 給付の流れ サービスの提供 事業所からの請求 国保連の審査 介護保険電算システムによる該当者の抽出 該当者に申請を勧奨する。（サービス提供月のおよそ翌々月） サービス利用者の申請に基づき、区が支給決定を通知し、支給する。 2回目以降は、の申請は省略し支給決定通知のみを送付し、支給金額は登録済みの口座に振り込む。</p> <p>3 支給方法 毎月支給処理（振込）を行う。 （1,000円未満の小額支給については保留し、1,000円以上となった時点で支給する。）</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>例) 区民税世帯非課税の高齢年金受給者で、介護保険によるサービスを20万円分利用した場合</p> <p>2万円</p> <p>自己負担 (1割)</p> <p>負担上限 (15,000円)</p> <p>5,000円を高額介護サービス費として払い戻し</p> <p>18万円</p> <p>保険給付 (9割)</p> </div> </div>				
経過	<p>平成13年10月 高額介護サービス費支給の開始</p> <p>平成15年 4月 申請時領収書確認の廃止</p> <p>平成17年10月 自己負担上限額の見直し、2回目以降の申請省略</p> <p>平成18年10月 委任状による親族の口座への振込みが可能になる</p> <p>平成20年 4月 高額医療・高額介護合算制度の開始（申請開始は平成21年8月以降（予定））</p>				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
実施方法	<p>（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>生活保護受給者分の審査・支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託。 （審査件数 1件あたり@95円）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	71,859	83,957	113,312	180,815	192,325	219,651	259,730	
決算額（21年度は見込み）	71,859	83,172	112,598	180,044	190,369	202,632	259,730	
人件費			3,448	5,124	7,686	5,929		
【事務分担当】（%）			40	60	90	70		
合計（+）	71,859	83,172	116,046	185,168	198,055	208,561	259,730	
国（特定財源）	16,192	20,732	28,041	45,459	47,193	50,658		
都（特定財源）	7,966	10,495	14,075	22,506	23,796	25,329		
その他（特定財源）	47,701	51,945	73,930	117,203	127,066	132,574	259,730	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	生活保護の被保護者等（基準額15,000円）	1,940件	2,550件	3,204件	3,451件	3,573件	3,465件	
	区民税世帯非課税で年収80万円以下（基準額15,000円）	6,533件	7,381件	1,976件	10,088件	10,428件	11,589件	
	区民税世帯非課税で年収80万円超（基準額24,600円）			7,467件	2,797件	2,535件	2,870件	
	一般（基準額37,200円）	1,719件	1,735件	1,634件	1,650件	1,828件	1,937件	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	高額介護サービス費等	190,369	高額介護サービス費等	202,632	高額介護サービス費等	259,730

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	高額介護支給件数（単位：件） 21年度は見込	17,986	18,364	17,677	18,000		
	未申請者件数	109	297	61	50		平成20年度申請勧奨件数970件

問題点・課題 (指標分析)	高額医療・高額介護合算制度について、医療情報・介護情報の突合のしくみ等が確立していない。						
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区)						

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
高額医療・高額介護合算制度について、関係各課と調整し、制度執行のしくみを整備する。	利用者の利便を図り、制度を円滑に執行する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	介護保険事業特別会計の管理	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	矢代 由紀子	内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	介護保険事業特別会計繰出金(01-01-01)、財政安定化基金拠出金(01-01-01)、財政安定化基金償還金(01-01-01)、償還金(01-01-01)、一般会計繰出金(01-01-01)、介護保険給付準備基金積立金(01-01-01)、介護従事者処遇改善特例基金(01-01-01)、予備費(01-01-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	介護保険法第147条、荒川区介護保険給付準備基金条例、介護給付費負担金交付要綱等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険事業特別会計の安定的な運営を行うことを目的とする。				
対象者等					
内容	<p>(1) 介護給付費準備基金積立金 事業計画期間中(3ヵ年)の財政収支の安定化を図るため、区に設置することとされている。第1号保険料の余剰金を基金に積み立て、必要に応じてこれを取り崩し介護給付費の支払費用に充てる。</p> <p>(2) 介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金 介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度の介護報酬改定では、全国平均+3.0%の増改定が行われるが、それに伴う第4期介護保険事業計画期(21~23年度)の介護保険料の急激な上昇を抑制するため、平成20年度中に特例交付金が交付される予定である。 その交付金を基金に受け入れ、平成21年度については上昇分の全額を、平成22年度については上昇分の半額をそれぞれ取り崩し、保険料の上昇を段階的に抑制する。なお、荒川区においては、平成22年度上昇分の半額及び平成23年度上昇分の全額について、介護給付準備基金を取り崩し、第4期3ヵ年の保険料をフラット化することとしている。</p> <p>(3) 財政安定化基金拠出金・財政安定化基金償還金 給付の見通しを上回って生じた給付費の増や、通常の徴収努力を行ってもなお生じた保険料の未納による介護保険財政の赤字について、介護給付費準備基金を取り崩しても補うことができない場合、その資金の交付・貸付金を都道府県が区市町村に対して行う制度である。 ・基金への拠出金については、国、都道府県、区(第1号被保険者の保険料を充当)で1/3ずつ負担する。 ・拠出率 標準給付費等の0.3/1000(第4期(平成21年度から)の拠出率は0.0/1000) 荒川区においては、第2期(平成17年度)に借入れを行ったため、第3期に償還中。</p> <p>(4) 償還金・一般会計繰出金(繰り戻し) 当該年度において、負担金等を実績見込額で申請し、翌年度に見込額と実績額との超過金の精算を行う。 〔介護給付費に対する国・都・区・社会保険診療報酬支払基金の負担割合〕 居宅給付費 国庫負担金 25%(うち財政調整交付金分 5%)、都負担金 12.5%、 区負担金(介護事業特別会計繰出金) 12.5%、社会保険診療報酬支払基金 31% 施設等給付費 国庫負担金 20%(うち財政調整交付金分 5%)、都負担金 17.5%、 区負担金(介護保険事業特別会計繰出金) 12.5%、社会保険診療報酬支払基金 31%</p> <p>(5) 予備費</p>				
経過					
必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	15年度	16年度	17年度	18年度	19 年度	20年度	21年度
予算額	111,053	59,085	70,288	265,015	307,748	423,870	51,487
決算額(21年度は見込み)	20,952	26,481	63,538	264,304	299,922	375,911	51,487
人件費			4,310	2,562	2,562	3,388	
【事務分担当】(%)			50	30	30	40	
合計(+)	20,952	26,481	67,848	266,866	302,484	379,299	51,487
国(特定財源)							
都(特定財源)							
その他(特定財源)	20,952	26,481	63,538	264,304	299,922	375,911	51,487
一般財源	0	0	0	0	0	0	0

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	財政安定化基金拠出率(%)	0.10	0.10	0.10	0.03	0.03	0.03	0.00
	財政安定化基金借入額(千円)	0	0	109,963	0	0	0	0
	財政安定化基金償還額(千円)				37,509	36,654	36,654	0
	介護給付準備基金残高(千円)	411,749	225,858	0	13,087	134,308	25,568	
	償還金(国・都・基金)	1,411	15,039	40,592	76,815	99,515	33,088	
	償還金(一般会計繰戻金)			10,694	125,227	23,020	18,239	
	予備費充当件数		1	4	2	2	4	

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度(決算)		平成20年度(決算)		平成21年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
繰出金	介護給付費繰出金		1,269,659	介護給付費繰出金	1,356,832	介護給付費繰出金	1,442,845
	その他の繰出金		414,744	その他の繰出金	501,488	その他の繰出金	1,058,307
積立金	地域支援事業繰出金		39,396	地域支援事業繰出金	51,243	地域支援事業繰出金	52,856
	準備基金積立金		121,221	準備基金積立金	121,221	準備基金積立金	1,459
負担金補助	財政安定化基金拠出金		3,048	財政安定化基金拠出金	3,048	財政安定化基金拠出金	1
	償還金		36,654	財政安定化基金償還金	36,654	財政安定化基金償還金	1
償還金	償還金(国・都・基金)		99,514	償還金(国・都・基金)	33,088	償還金(国・都・基金)	40,000
	償還金(一般会計繰戻金)		23,020	償還金(一般会計繰戻金)	18,239	償還金(一般会計繰戻金)	0
予備費	予備費		2,715	予備費	10,000	予備費	10,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値(22年度)	

(問題点・課題)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平成21年度から始まる第4期介護保険事業計画に沿った適正な事業実施に努める。	計画期間の収支のバランスをとることにより、次期計画期間の保険料への影響を抑えることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく必須事務事業である。

議(要旨)問(状況)	
------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	地域包括支援センター事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	福島 洋一	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	特定高齢者把握事業費(53-01-02) 介護予防ケアマネジメント事業費(53-01-01)、総合相談事業費(53-02-01) 包括的・継続的マネジメント事業費(53-03-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	介護保険法
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区地域包括支援センター事業実施要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域包括支援センター事業を実施する。				
対象者等	原則として65歳以上の者並びにその家族等				
内容	1 介護予防ケアマネジメント業務 特定高齢者（要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者）の把握や特定高齢者への介護予防プランの作成・評価等の介護予防事業に関するケアマネジメントの実施 2 総合相談支援及び権利擁護業務 高齢者に対する適切な支援・継続的な見守り、地域関係者のネットワーク構築、高齢者の心身の状況・家族の状況等についての実態把握、成年後見制度等の活用など 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 地域のケアマネジャーに対する相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術の指導、施策等の情報提供等専門的な個別指導及び相談対応、指導・助言。医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築、ケアマネジャーのネットワーク構築など				
経過	平成18年4月 区内5ヶ所に地域包括支援センターを設置 平成20年4月 地域包括支援センター業務を福祉高齢者課から介護保険課に事務移管				
必要性	地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した生活を続けていくことができるように、必要な支援を継続的かつ包括的に提供する仕組みの中核機関として、重要な役割を担っている。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 介護保険法で定める包括的支援事業及び介護予防事業のうちの特定高齢者把握事業を委託。委託業務を実施する職員体制として、保健師2～3人、社会福祉士1人、主任ケアマネジャー1人を配置。 （委託先） 南千住地域（社）上宮会 荒川地域（社）上智社会事業団 町屋地域（社）北養会 尾久地域（社）信愛報恩会 日暮里地域（社）聖風会				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額				125,851	154,247	152,639	155,515	
決算額（21年度は見込み）				120,624	154,012	152,639	155,515	
人件費				3,845	5,978	8,470		
【事務分担当量】（%）				45	70	100		
合計（+）	0	0	0	124,469	159,990	161,109	155,515	
国（特定財源）				48,852	55,598	56,527	57,091	
都（特定財源）				24,426	27,799	28,266	28,545	
その他（特定財源）				47,346	70,615	67,846	69,879	
一般財源	0	0	0	3,845	5,978	8,470	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	総合相談件数				12,561	17,853	18,834	-
	特定高齢者把握数				87	541	2,838	2,200
	特定高齢者介護予防プラン数				16	92	317	450
	第1号被保険者数（3月末）				41,370	42,308	43,352	43,826

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	委託料	南千住地域分	30,565	南千住地域分	29,520	南千住地域分	30,174
		荒川地域分	31,120	荒川地域分	29,766	荒川地域分	28,829
		町屋地域分	30,848	町屋地域分	28,600	町屋地域分	29,530
		尾久地域分	34,220	尾久地域分	34,581	尾久地域分	36,830
		日暮里地域分	27,259	日暮里地域分	30,172	日暮里地域分	30,152

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	特定高齢者把握数（延べ） 包括把握分のみ	87	541	2,838	2,300	2,500	特定高齢者（要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者）
	特定高齢者介護予防プラン作成数（延べ）	16	92	317	360	500	特定高齢者として把握した者のうち、介護予防プランを作成した件数
	総合相談件数（延べ）	12,561	17,853	18,834			

（問題点・課題分析）	<p>一部の区域において地域包括支援センターが受け持つ地域の高齢者人口が国の定める基準（3～6千人）を大幅に超えており、業務量が増大している。 認知症、虐待、困難事例等の相談が高度化、複雑化している。 委託先の選定や委託料の算定にあたって事業実績が反映されていないため、委託業務の質の向上に寄与する仕組みとなっていない。</p>
実施状況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>介護保険法に定める区市町村の法定事務である。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
高齢者人口が多い地区の地域包括支援センターの体制について検討する。	高齢者一人ひとりに対して決め細やかな対応を図ることができる。
認知症の専門家による講演会の開催や高齢者福祉課との連携による虐待対応への研修の実施等を通じて、地域包括支援センター職員のスキルアップを図っていく。	センターの職員のスキルアップにより、高度化、複雑化する事例のニーズに対応できる体制が構築できる。
包括支援センター運営協議会機能を十分活かすことができるような各包括への評価の仕組みづくりを検討する。また、業務実績に応じた出来高払い（単価契約）等の導入を検討する。	各センターの事業評価等を行うことにより、適正で地域差のない公平な運営を図ることができる。また、実績に応じた出来高払い等によって、各センターのモチベーションを向上させることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	地域包括支援センターは、介護保険法上、介護保険制度における地域の中核機関として重要な役割を担っており、必要な事業である。

状況（要旨）	<p>平成21年2定 基幹型包括支援センターの設置し、区としての相談体制の強化に関わること。</p>
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	住宅改修理由書作成経費の助成	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	加藤 美喜子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	(地域支援事業) その他事業費(01-03-02)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 12 年度	根拠	介護保険法第115条		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険事業における住宅改修費の申請に際し、住宅改修理由書を作成した介護支援専門員（ケアマネジャー）等が、その申請者に対し居宅介護支援サービス（ケアプラン作成）を行っていない場合に限り、所属する指定居宅介護支援事業者に対して理由書作成経費の一部を助成することにより、住宅改修の一層の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険住宅改修費支給に係る住宅改修理由書を作成した指定居宅介護支援事業者(介護支援専門員)等				
内容	<p>助成対象事業 介護保険事業における住宅改修費支給に係る理由書の作成 ただし、利用者が、当該住宅改修工事について、住宅改修費の支給を受けていることを条件とする。 まだ支給を受けていない、または結果として支給を受けられなかった住宅改修費支給申請に係る理由書作成経費は、本事業の対象とならない。</p> <p>助成金額 1件につき2,000円</p>				
経過	<p>平成12年4月 介護保険法施行時から実施。 平成15年4月 助成対象を居宅介護支援サービスを受けていない要介護者等に対する理由書作成のみとすることに変更 平成18年4月 介護保険法改正に伴う地域支援事業の創設により、地域支援事業（任意事業）として実施。</p>				
必要性	サービス計画を立てていない利用者（ケアマネジャーの介護報酬が算定できない）の住宅改修の円滑な実施のため、必要不可欠である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算・決算額等の推移	予算額	1,096	402	160	158	138	164	194
	決算額(21年度は見込み)	196	138	100	102	138	162	194
	人件費			431	854	854	847	
	【事務分担量】(%)			5	10	10	10	
	合計(+)	196	138	531	956	992	1,009	194
	国(特定財源)	98	69	50	41	56	65	76
	都(特定財源)	49	34	25	21	28	32	38
その他(特定財源)	49	35	456	894	908	65	80	
一般財源	0	0	0	0	0	847	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	助成件数(件)	98	69	50	51	63	81	1月末実績

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	理由書作成費助成	138	理由書作成費助成	162	理由書作成費助成	194

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	助成件数（件） 21年度は見込	51	63	81	90		

（問題点・課題分析）	<p>ケアマネジャーがいない場合の住宅改修理由書については、現在、地域包括支援センターの職員が作成することになっており、その作成にかかる経費として本助成を実施しているところであるが、作成数が増加する傾向にあり、地域包括支援センター職員の負担となっている。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
本助成にかかる理由書作成ができる者の範囲の拡大を検討する。	地域包括支援センター職員の負担を軽減すると共に、一層の利用促進を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	介護保険制度を補う国の補助事業である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	地域密着型サービス事業所の指定等事務	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	福島 洋一	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）					
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 18 年度	根拠	介護保険法、荒川区地域密着型サービス事業者の指定等に関する規則		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	地域密着型サービスは、平成18年の制度改正により創設された介護サービスであり、区が事業所指定及び更新等の権限を持つ。区内における地域密着型サービス提供基盤を確保することで、高齢者が中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で良質な介護サービスの提供を受けることができることを目的とする。				
対象者等	地域密着型サービス事業所を運営又は運営しようとする事業者				
内容	<p>1 指定等を行っているサービスの種類 夜間対応型訪問介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護</p> <p>2 地域密着型サービス事業所の指定及び更新等 指定後の良質かつ適正で安定的なサービス提供を図るため、申請前の事前協議の段階で適切な指導を実施するとともに、指定後の実地指導や更新につなげていく。また変更届に対し適切に診査を実施していく。</p> <p>3 地域密着型サービス運営委員会（介護保険運営協議会）の設置 サービス事業者の適正な運営を確保するために、運営委員会を設置し、質の確保等必要事項を協議する。</p> <p>4 監査の（実地検査）の実施【再掲 06-04-12参照】 必要に応じて監査を実施し、勧告・命令・指定取り消し等の措置を実施する。</p> <p>5 運営推進会議（認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護のみ該当） 利用者、家族、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の開催を支援する。</p>				
経過	平成18年4月 介護保険法改正 「地域密着型サービス事業所」の区市町村による指定開始 平成20年度末累計 夜間対応型訪問介護 1ヶ所 認知症対応型通所介護 9ヶ所 小規模多機能型居宅介護 2ヶ所 認知症対応型共同生活介護 6ヶ所 平成21年4月以降 新規開設事業所 認知症対応型通所介護 1ヶ所 認知症対応型共同生活介護 1ヶ所				
必要性	介護保険法第78条の2、第115条の11の規定で定められた事務				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額								
決算額（21年度は見込み）								
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（ + ）	0	0	0	0	0	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移								
事項名（各年度実績）	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
夜間対応型訪問介護	-	-	-	1	0	0	0	
認知症対応型通所介護	-	-	-	7	1	1	2	
小規模多機能型居宅介護	-	-	-	2	1	0	0	
認知症対応型共同生活介護	-	-	-	4	1	2	4	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	夜間対応型訪問介護（件）	1	1	1	1	1	各年度末での事業所累計
	（介護予防）認知症対応型通所介護（件）	7	8	9	10	13	各年度末での事業所累計
	（介護予防）小規模多機能型居宅介護	2	3	2	1	1	各年度末での事業所累計
	（介護予防）認知症対応型共同生活介護（件）	4	5	6	10	12	各年度末での事業所累計

（問題点分析）	<p>潜在的な地域密着型サービスの需要はあるが、他の介護サービスと比較して利用料の割高感があり利用が進まない面がある。</p> <p>既存の地域密着型サービス事業者の運営は収益面で厳しく、事業の廃止に至るケースも少なくない、今後事業の廃止や新規参入が進まない場合地域密着型サービスの供給が不足することが予想される。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地域密着型サービス利用者への負担軽減策を実施することで、地位密着型サービスの利用促進を図り、安定的な事業所運営ができるような支援策を検討する。	既存事業所の利用促進を図り、安定的かつ継続的なサービス提供基盤を確保することができる。
地域密着型運営協議会をより一層活用し、区独自基準の介護報酬の設定等を検討する。	利用者の意見を取り入れ、利用しやすい新規地域密着型サービス事業者の参入を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	推進	全国画一でない、地域の実情に合った介護サービスを実現するために、地域密着型サービス事業者を指導、支援していくことは、中重度の高齢者が住みなれた地域で可能な限り生活していくためには必要不可欠である。

況議（要旨）	
--------	--